

合同会社弁当のたからや 定款

平成30年4月1日 作成
平成30年4月6日 会社設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、合同会社弁当のたからやと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ケータリングサービス業務
- 2 弁当、惣菜等調理食品の製造、販売、宅配
- 3 清涼飲料水
- 4 仕出し弁当製造、販売
- 5 企業並びに事業所の販売促進のための催事及び商品の企画提案、臨時屋台設置
- 6 インターネットによる食料品、加工調理食品販売
- 7 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を島根県浜田市杉戸町2608番地2に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告によって行う。

<http://bentoutakaraya.com/takarayateikan.pdf>

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員の氏名及び住所、社員の出資の価額は次の通りとする。

金5千円 島根県浜田市杉戸町2608番地2
有限責任社員 土井チエ子
金5千円 島根県浜田市杉戸町2608番地2
有限責任社員 土井泰昭

(社員の責任)

第6条 当社の社員の全部を有限責任社員とする。

第3章 業務執行及び代表権

(業務執行社員)

第7条 当社の業務は、土井チエ子が執行する。

(代表社員)

第8条 業務執行社員土井チエ子は、会社を代表する。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第9条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第10条 各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。
②前項の規定に関わらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(決定退社及びその特則)

第11条 各社員は会社法第607条の規定により退社する。
②前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第12条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(損益の分配)

第13条 各社員への利益の配当に関する事項は、代表社員がこれを定める。

第6章 附 則

(最初の営業年度)

第14条 当社の最初の営業年度は、当社成立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款に定めのない次項)

第15条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社弁当のたからやの設立のため、発起人が、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年4月1日

有限責任社員 土井 チエ子
有限責任社員 土井 泰昭

合同会社弁当のたからや
土井 チエ子

ちえこ